（別紙１－３）（第６条第６項関係）

【令和５年１月以降の連続する任意の３か月の合計売上高が平成３１年４月以降の同期間の合計売上高と比較して２０％以上減少している場合】

売上高減少証明書

　下記のとおり、令和５年１月以降の連続する任意の３か月の売上高の合計が、平成３１年４月以降の同期間に比べて２０％以上減少しているため、中央卸売市場経営強靭化推進事業補助金交付要綱第６条第６項の規定に基づき、補助率を　　分の　　として申請する。

　参考：□　Ⅰ、Ⅰ－２、Ⅰ－４：３分の２　　　　□　Ⅱ：５分の４

　　　　□　Ⅲ：５分の４（中小企業者）、３分の２（その他）

記

１　令和５年１月以降で連続する任意の３か月の売上高

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月 | 　　年　　月 | 　　年　　月 | ３か月合計（Ａ） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

２　平成３１年４月以降の同期間の売上高

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月 | 　　年　　月 | 　　年　　月 | ３か月合計（Ｂ） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

３　売上高の減少率

**（Ｃ）　　　　％**

（Ｂ－Ａ） ／ Ｂ × １００ ＝

４　判定

**（Ｃ）　　　　％**

　　　　　　　　　　　　　　　　　≧　 ２０％

※　必要添付書類：上記１及び２の売上高が分かる書類（決算書、月次試算表、売上台帳等）